資料 2-3

別紙~~2~~ 1　大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会　設置要綱（改定案）

（目的）

第１条　大山隠岐国立公園を、最大の魅力である美しい自然を活かした上質なツーリズムを提供する世界水準の旅行の目的地とするための、関係機関・団体の相互連携の下での取組の実施について協議を行うことを目的として、大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、以下に掲げる事務を行う。

（１）「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム ~~2025~~2030」の実施に関する事項

（２）「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム ~~2025~~2030」の改訂に関する事項

（３）第１条の目的を達成するために必要と認められるその他の事項

（構成員）

第３条　協議会は、別表１に掲げる機関・団体等をもって構成する。

２　協議会は、必要に応じアドバイザーを招集することができる。

（会議）

第４条　会議は、必要に応じて事務局が招集する。

２　議事は、事務局において進行する。

（地域部会）

第５条　大山隠岐国立公園の各地域における具体的な事項を検討するため、必要に応じ地域部会を設置することができる。

（事務局）

第６条　協議会の事務局は、鳥取県生活環境部、島根県環境生活部、岡山県環境文化部及び中国四国~~地方~~環境~~事務所~~局に置く。

（改正）

第７条　この要綱は、第３条に規定する協議会の構成員の発議により、協議会に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則　この要綱は、令和~~3~~ 8 年~~4~~10 月~~1~~26 日から施行する。

資料 2-3

別表１

第３条第１項　構成員

構成員	
《国の機関》	
1	林野庁近畿中国森林管理局計画保全部長
2	国土交通省中国運輸局観光部長
3	国土交通省中国地方整備局企画部長
4	環境省中国四国環境局長
《地方自治体》	
5	鳥取県生活環境部長
6	鳥取県西部総合事務所長
7	島根県環境生活部長
8	島根県隠岐支庁長
9	岡山県環境文化部長
10	大山町長
11	松江市長
12	出雲市長
13	大田市長
14	隠岐の島町長
15	真庭市長
《民間機関・団体等》	
16	山陰インバウンド機構　代表理事
17	一般社団法人　中海・宍道湖・大山圏域観光局　代表理事
18	一般社団法人　隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会　事務局長
19	隠岐汽船株式会社　代表取締役
20	株式会社山陰合同銀行　地域振興部長
~~21~~	~~山陰インバウンドアドバイザー　アリス・ゴーデンカー~~

（敬称略）

（参考）地域部会の設置状況

設置要綱第５条に基づき、下図のとおり計５つの地域部会が置かれている。

